

県内の登録水質検査機関

名 称	住所・電話番号	摘 要
社団法人 高知県食品衛生協会	高知市 丸ノ内2丁目 4-11 TEL 088-823-3505	水質検査機関登録(法20条)
株式会社 東洋技研	高知市 大津 乙 1902-4 TEL 088-866-6690	水質検査機関登録(法20条)
株式会社 南海化学アールアンドディー	高知市 棧橋通4丁目 10-1 TEL 088-831-6303	水質検査機関登録(法20条)
株式会社 東洋電化テクノリサーチ	高知市 萩町2丁目 2-25 TEL 088-834-4836	水質検査機関登録(法20条)
財団法人 高知県環境検査センター	高知市 介良 乙 815-1 TEL 088-860-2400	簡易専用水道検査機関登録(法34条の2)

※水道法第20条、第34条の2に基づく厚生労働大臣登録機関のうち県内に事業所がある機関

その他の検査機関や詳細は厚生労働省HPを参照

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

【水道法(抜粋)】

第20条 (水質検査)

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを 保存しなければならない。

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第34条の2

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。